こんな状態は早くなくしたい

A　二部授業風景……新潟市大市中学校
二部授業の交替時—午前の部の生徒

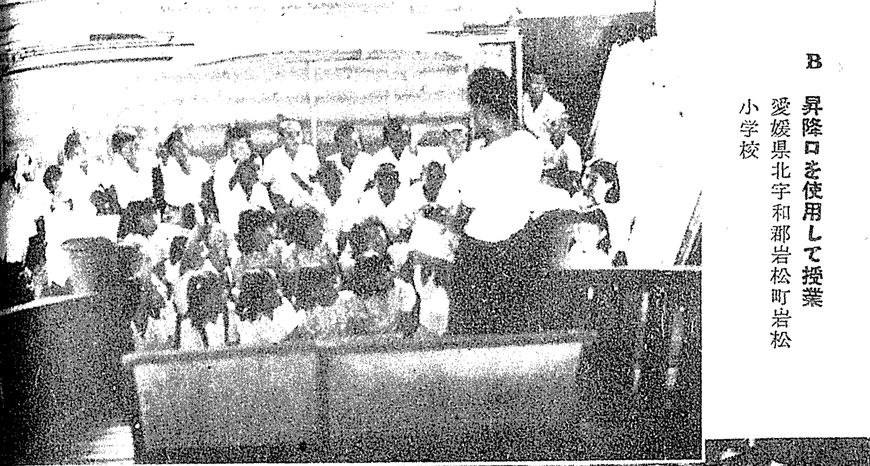

B　昇降口を使用して授業
愛媛県北宇和郡岩松町岩松小学校

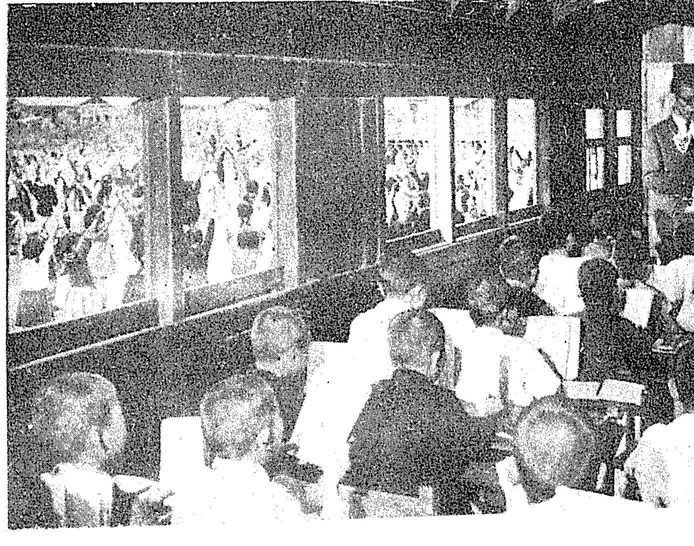

C　臨時仮校舎を使用して授業
東京都江東区砂町小学校の電車教室

文部時報

第890号

1951年　10月号

◇目　次◇

昭和二十六年度の芸術祭……小林　行雄…五六
近代美術館の問題……宇野　俊郎…八

第一次大戦後のドイツ教育界……天野　貞祐…二

第六回ユネスコ総会に出席して……西村　巖…五〇
虚弱児童の養護……新井　英夫…四一
不正常授業と老朽校舎の状況……石川　二郎…二〇
学校の理科設備基準について……木場　一夫…三〇
会議はほゝえむ……菅野　誠…六二
学校給食の問題（ユネスコ第十四回公教育会議の記録）

大きいオルガンに向うめくらの少年……E・T・ボーエーゼン…四七
あなたの学校は火災予防の対策ができていますか……U・S・I・S…六六
……T・A・フレミング…六八

大学通信教育について……高橋誠一郎　有光　次郎…一五

学校給食に関する世論調査…四五　新刊紹介（平和と教育・おかあさんの教育）…二九
昭和二十六年度科学研究助成補助金交付課題等一覧（第一部・III）……九〇
教育映画等審査報告（95—103）…八〇　文部省重要通達事項一覧表……九六
通達……七〇　編集後記……九六
表紙写真……松森　六郎……。

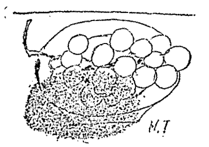

近代美術館の問題

―国立近代美術館の設置について―

宇野俊郎

「近代美術館は容れ物ではなくて道具なのだ。」

これは近代美術館のもつ新しい性格を端的に語るものとしてしばしば用いられることばだが、この表現は、これまでの美術館が個人のための静的な美術美鑑賞の場所として考えられているのに対し、近代美術館は動的に社会と美術とを結びつける生きた機能をもつ社会教育的機関たらうとする、新しい意図をよく現わしている。もとより美術を鑑賞するのはいつの場合にも個々人であり、その鑑賞の場所が静かな場所でなければならないことはいうまでもないが、しかも近代社会生活の中に美術の占める役割は、美術館に対して否応なしに、従来なかった新しい機能を要求しつつあり、これにこたえるものとしてすでに、パリの国立近代美術館、アムステルダムの現代美術館、ニューヨークの近代美能術、サンパウロの近代美術館等、世界各地に新しい美術館が生まれ、それぞれ活発に活動している。わが国においても、今秋鎌倉に開館予定の神奈川県立近代美術館があり、さらに国立近代美術館の設置も文部省の手によって今年度の事業として具体的計画が進められており、久しい夢であった近代美術館が東京都内に誕生する日も間近いことになった。

* * *

近代美術館に要求される新しい性格とは何か？　この問に対する答はさまざまな角度から与えられようが、ここで最初に明らかにしておきたいのは、近代美術館の名称は、その館の中に展示されるものが近代美術作品であることのみを意味するものではないことである。もしも、近代美術館とはそこに収蔵する美術品が近代の作品たることをもって足りるとするなら、それは要するに古い入れ物に新しい中味を盛ったに過ぎず、近代美術館の名は単に便宜的な呼称たるにとどまる。新しい美術館の問題は、もっと深い意味を持つものでなければならない。

近代美術館の性格について、第一にあげられるのは美術館建築の合理性の問題である。美術館とは、美術品を鑑賞するための場所である以上、そのための最良の条件を備えることがもっぱらの要件であることは一見自明のようでありながら、しかも現に通念として考えられている美術館は必ずしもそのようなものではない。もともと美術館はその先進国たる西欧諸国でも十九世紀以降に著しく発達したもので、建物はルーヴルをはじめ宮殿城館を利用したものが多く、したがって採光、視角等の内部的条件におのずから制約がある。のみならず、外観においても過去の歴史的権威の記念物であるのが一般である。このことからして、今日でもややもすれば、いやしくも美術館としては、たとえ配室採光等の内部施設にはできるだけ考慮を払うにしても、なおかつある程度において荘重な威厳ある建物であることが好ましいとされがちだ。しかし純粋に合理性を追求するならば、美術館の建物はあくまでその本来の目的に則って、設計され、建築されなければならない。そして今世紀にはいってから近代建築術の急速な発達は、あらゆる建物についてその建物の使用目的に精確に一致した合理的建築を可能にし、このことが美術館建築においても新たな近代美術館の誕生を促す現実の契機となった。と同時にこの新しい美術館の使命は、旧来の美術館のそれとはおのずから異る性格を帯びるに至ったもので、そこに第二の点として近代美術館の機能の問題がとりあげられる。

近代美術館は Museum of Modern Arts あるいは Modern Art Museum の訳称であって、別に現代美術館という呼び方も行われる。もし現代美術館を現代美術の館と読むなら、現代美術というよりは近代美術といった方がことばの概念が広く、かつ現代美術を現存作家の美術とする性急な誤解をも避けられるので現代よりは近代を用いる方が都合よく、したがって近代美術のための美術館の意に解した近代美術館の呼称が一般に行われている。もちろんこれは妥当な呼び方には相違ないのだが、しかしもし現代美術館の読み方を変えて、現代の美術館と読んだ場合はどうだろうか。というのは、これは決してことばの遊戯ではないので、この問いこそ実に近代美術館のまさしく急所に触れるものであり、もしこのように読まれるなら現代美術館の方がここに問題とされる新しい美術館の機能にとっては、むしろよりふさしい呼び方と考えられるからだ。

アムステルダム現代美術館のザンドベルグ(G. Sandberg)はこういっている。[1]

「現代美術館は、単に現代美術を示すのではなく、その行うすべてとその示すすべては、現在を基礎とする。

現代美術館は、一九五〇年の目で過去を見る。

現代美術館は、現在から出発し、そこから過去へもどってゆく。

かくてこの美術館は、たとえば近代美術の四万年、あるいは諸世紀を通じた印象主義等々の展覧会を企てることもできよう。」

近代美術館が、そこに収蔵する作品の近

代美術であるゆえをもってのみしかるのではないことは前述したが、右のようにこの新しい美術館の根本的な使命は、つまり現代の立場から美術をとりあげることにある。したがって実際には現代ないし近代美術がそのおもな対象となるとはいえ、しかもこれらに関連ある限り古い時代の美術品といえども、決して近代美術館にとって無縁なのではない。肝心なのは、それらすべてを扱い、それらすべてを見る目にある。

それでは旧い美術館の目は美術品をいかに扱い、いかに見てきたか。再びザンドベルグによるなら、かれはこう指摘する。

「旧い美術館は、しばしば過去というものの客観的イデーを提供しようと努める、それが不可能であることを知らずに。」

「旧い美術館の機能は、往々、われわれが必要とはしないがしかも棄てようとは欲しないものを保持することにあった。」

「旧い美術館と現代美術館との真のちがいは、前者が一八五〇年代でとどまり、後者がこの年代から始めるということのなかに存するのではない。」

要するに、美術館として美術品をいかに見るか、あるいはいかに見せるかの態度の相異なのだ。

旧い美術館に対するこのような反省は、近代社会の中に新しい発展を遂げた現代美術の中から必然的に生み出された声であって、かつてはひとびとを美術に親しませる場所であった美術館が、いまはかえってわれわれを美術から疎縁にさせる場所ともなりつつある、時代的なずれを証明するものにほかならない。そしてこのずれを埋めようとする努力が、われわれ個々人の側からいえば、できるだけ新鮮な目をもって、過去のイデーとしてではなしに美術品に接したいという希望となり、社会が美術館に対する要求としては、美術へのそのような接し方をできるだけ多数の鑑賞者に教える施設としての美術館への要求となる。

新しい美術館にとくに課せられる社会教育的機能の重要性はここに由来する。

＊　＊　＊

ニューヨーク市内の繁華街に六層のビルディングをもち、毎年約五十万人の入館者を扱っているニューヨーク近代美術館について見ると、J・T・ソビーによる同館解説書[2]は、その冒頭にこの美術館が教育施設であることを宣言し、この美術館が直接に責任をもつのは、何よりもこれら多数の公衆に対してであることを明記している。ここでは美術の概念を意識的にひろく考え絵画、彫刻、建築、工芸、写真、演劇美術、映画等、現代のおもな視覚芸術をすべてとりあげる。その展示の方式は単に収蔵作品を恒久的に陳列するのでなく、常設展示についてもしばしば陳列がえを行うほかに、館外から作品を自由に借入れてさかんに臨時の展覧会を開催する。作品集収については一応一八八〇年以降を原則としているが、展示活動は必ずしもこの原則にとらわれることなく、近代の表現形式に関係あるものであるかぎり、たとえば二十世紀のプリミティズムを明らかにするために先史時代の洞窟画が展示され、また近代的再評価に資するための古い伝統の探求、たとえばアメリカ・ロマン派絵画展等が開催される。館の一部門であるフィルムライブラリーは、ア

メリカ国内のみならず世界各国から集められた古典的フィルムを所蔵し、それらの中から選ばれたプログラムをもって毎日映写会を行っている。

館外における活動は、この美術館にとって、以上の館内活動と等しく重要な機能となっており、それは単に所蔵作品の貸出にとどまらず、各種の巡回展覧会の開催によって活発に展開される。これらの展覧会は、その規模、内容、性格からいって館内のものに劣らず変化に富み、大都会地向けのもの、小村落を巡回するもの、オリジナル作品のみのもの、または複製によるもので学校その他でたゞちに購入の便宜が得られるよう考慮されたものなどさまざまある。そしてこれらが全国の比較的小さな都市や町にもたらす社会教育的効果を考慮し、この近代美術館は欠損をおかしながら、低い料金でこの巡回展覧会を実施しているのだとソビーは述べている。さらに、広範囲のひとびとに影響を及ぼすことができる館外活動として、巡回展覧会よりもいっそう有効なのは出版活動であって、当館が一九二九年以降に刊行した、カタログその他の文献は百種以上に達し、それらは館の友の会会員約一万二千人に無償配布されるほか、出版社を通じて全国的に頒布されている。

ニューヨーク近代美術館に見られる以上の諸活動は、すなわち、美術を過去のイデーとしてでなしに現代の目をもってじかに見ることをひとびとに教えようとするこの館の精神と方法とを示すものだが、これを実現するうえにはもとよりさまざまな抵抗があり、これについてソビーは右の解説書の最後でこう語っている。

「……当館は今日まで称賛をうけ、献身的な仲間を得た反面、悪口する敵をも作った。……それは、当館が他の美術館と異なっておゝかたは現存作家の美術を対象として扱うからであり、したがって多少の度においてそれら美術家、その家族、友人、支持者たちの感情とかかわりをもつからだ。また当館は、相対立する公衆の反動と進歩の両勢力ともかかわりをもつ。この両勢力はしばしば何の関係もない理由を根拠にして、現代美術について激しく論争する。しかし当館は決してその主張をまげたことはない。当館は現代のたくましい創造的才能に対する強い信念を確認し、再確認した。しかし当館は、決して現代の絵画、あるいは彫刻に一つの方向を強いようとしたり、ある一つの見方を支持しようとしたりしたことはない、たとえ特定の理想をもつ一つの派がしばしばそれを望んだにしても。すなわち当館は美術家にしたがってゆくべきものであって、美術家をリードしてゆくべきものではないと考えた。そして正当な現代的表現を期待しうると思われるいかなる方向――抽象主義、超現実主義、写実主義、ロマン主義、表現主義等――のいずれに対しても、当館はすすんで美術家たちにしたがっていったのだ。当美術館のこの公平な立場は徐々に理解され、その教育的機能のかぎとして認められつつあるように思われる。そして近代美術に対する理解と愛とを促すうえにそれがいかに広い影響力をもったかを了解せずには、だれも当館の功績を公正に批判することはできない。」

しかもこのように公衆に対する教育機関

たることをあくまで直接の目的とし、作品の買入れなどにより美術作家のパトロンたることを意図しないこの美術館の誕生が、アメリカにおいて、実は一般に現代美術作品購入者の数が著しく増加してきたことの第一の原因としてあげられているのはまことに興味が深い。(3)

*　*　*

ひるがえってわが国の美術館について見る時、わが国は古来美術に関して多くのすぐれた作品を生みだしているにもかゝわらず、美術館の施設についてはなおはなはだ乏しい現状にある。これはなぜだろうか？

まず明治以前までについて考えるなら、この時代には、だいたいにおいて美術のパトロンは大名であり、美術品を愛好することはそれを所有することと不可分であり、ひとびとは美術品を公共の財産として鑑賞する機会も慣習も知らなかった。

明治以後近代社会の成立に伴い、いちはやく東京上野に帝室博物館が開設されたが、しかし公共施設としての美術館の陳列室のなかで、自分のものではない美術品を鑑賞することは、一般にはなかなかなじまれず、他方大名に代った富豪たちの有力なコレクションも依然秘蔵されたままの状態がながく続いたので、美術館の必要性はつとに識者により正しく唱えられながら、その発達は容易でなかった。もちろんこれには経済的な事由もあり、やがて岡山県倉敷の大原美術館、京都市立美術館、名古屋の徳川美術館、大阪市立美術館、東京の根津美術館等があいついで開設されたのは、おおむね昭和十年から十五年までの期間であって、わが国が経済上比較的ゆとりを得た時代に相当している。

なおつけ加えれば、わが国における美術観覧施設として、全国に散在する大小の社寺、城等の所蔵美術品公開があげられるが、これは一面において美術館に代る役割を大きく果すと同時に、他面においてこれらの場所で美術品を宝物としてうやうやしく拝観する一般の心理が、ひとびとの中に純粋な社会的施設としての美術館への正当な欲求を呼び起すかわりに、かえってそれを眠らせる作用をもったことも見逃せない。

*　*　*

この間にあって明治の初め以来、当代美術に関しては西洋油絵の技法が積極的に採り入れられ、その創作活動はこの新しい分野を加えて活発に始められた。ここでは自然公共展覧会による発表形式が用いられ、これはやがて春秋二季が美術展覧会のシーズンとも呼ばれるまでに一般化するにいたった。美術品を公共陳列の形式で鑑賞する自然な社会的習慣はむしろこの側から必然的に培われてきたといえるので、いまや近代社会の中にじゅうぶんに形成されたこの新しい美術愛好者の層から当然かれらのための美術館への要望が生れてくる。そしてそれは既存の美術館によって一応満たされると同時に、現に新しい美術館の開設を求める声、あるいは、従来の美術館のあり方に対する変更の要求となって現われてくる。近時上野の国立博物館はじめ公私の美術館においてさかんに行われる各種の臨時の展覧会の開催はこの要求の一端に応じようとする努力にほかならない。だが、このことは、たとえば国立博物館の性格をこの際変更する必要を意味するものではもとよりな

いし、この新しい要求は別の器によってこそ、つまり新たな近代美術館を作ることによってのみ、はじめて満たされるのだ。

*　*　*

上野の博物館とは別に東京に美術館を持とうとする運動は、過去にもすでに幾度か企てられたので、たとえば大正七、八年の国民美術協会によるもの、昭和十八年東京都の皇太子誕生記念事業によるものなどが数えられるが、不幸にしていずれも実現を見なかった。

戦後文部省では、新たに国立近代美術館の開設を企て昭和二十四年度から毎年このための予算を要求してきたところ、幸にも大蔵省当局の理解を得て、昭和二十六年度文部省予算の中に国立近代美術館設置費一億円が計上され、今春国会の承認を経て、ここにわが国の美術に限らずひろく文化史上にも画期的な新美術館の設置が実現されることとなった。

ところでこの予算は、その成立の経過からして、当初は建物については既存の適当な建築物を購入利用する予定であったところ、その後美術館として利用しうる建物を入手することが困難な事情となり、かつ美術界を中心とする一般の世論は、あげてこの新美術館の開設を歓迎すると同時に、近代美術館の性格に鑑み、ぜひ交通便利な都心に、建物は大きくなくとも合理的に設計された機能的なものを新築することを求め、日本美術家連盟は特にこのことについて天野大臣に要望するなど、新築するか、既存建物を利用するかをめぐって、近代美術館の問題はがぜん注目を集めるにいたった。

文部省は新美術館開設の方策について誤りなきを期するため、国立近代美術館設置準備会規程を設け、これに基き、日本芸術院会員、美術に関する学識経験者および関係官庁の職員二十五名から成る準備会を組織し、必要に応じさらに臨時委員を加え、これにはかりかつその建議をも受けることとして、急速に国立近代美術館の設置準備を進めることになった。準備会の最初の総会は去る七月十八日開催された。高橋誠一郎氏を会長に、河原春作氏を副会長に推した後、まず新美術館の名称に近代を用いるか現代を用いるかについては「国立近代美術館」を可とすることとし、ついで重要議題たる、新築か、既存建物利用かについて慎重に討議の結果、同月二十七日の第二回総会において満場一致をもって新築をえらび、同時にその場所としては日比谷公園内を第一候補地と定め、たゞちに関係方面と具体的交渉に入ることになった。なお、新築すべき建物の規模は、与えられた予算の額に照らし理想的なものは求められないが、美術鑑賞者の生理的能力からいって一回に二百ないし二百五十点以上の作品を見ることは無理であり、それ以上を見ることはむしろ苦痛となることから計算して、近代美術館の展示室面積は二百五十坪前後をもって足りること、他方既存建物の利用は改修のために意外に経費を要し、しかもその改修によって近代美術館の機能をじゅうぶん発揮しうるような建物は現に求めがたいことなどの事由により、やむを得なけば講堂その他の設備は第二期の計画に譲ることとして、将来の増築を考慮した合理的設計をもって、小さくとも機能を能率よく発揮

しうる近代美術館を新築することを可とすることとなったものである。

右のとおり一億円の予算は、理想的な国立美術館を新築開館するためにはもとよりじゅうぶんな費用ではない。しかし困難をきわめるいまの国家財政のなかで、ともかくこれだけまとまった金額が美術館のために当てられたことは、正直にいってむしろ意外なくらいだ。美術館を、ややもすれば一種の社会的ぜいたく品視する旧来の観念からすれば、六三制による学校増築計画の実施すら困難に直面している現在、美術館のためにに一億円をさくことは大いに異とされるかもしれない。しかしすでに述べてきたとおり、いま要求されている近代美術館は重要な社会教育施設の一環なのであって、この見地からすれば、わが国において戦後ようやくその意味と価値を認識されだしたとはいえ、実際の施設のうえでなおはなはだ貧弱な状態にある社会教育のために、ここに国家によって投ぜられる一億円の経費は、少なすぎることはあっても決して多すぎることはない。新美術館が東京都内に出現して活発な活動をはじめた暁には、それが直接間接にひろく全国に及ぼす効用は計りしれないものがあろう。

同時に、国外に対しても、この美術館はわが国の現代美術界の国際的窓口(4)として彼我の美術交流を通じて国際文化の交流に役立つのみならず、さらに実際にも、今後海外から来遊する美術愛好家者ないし観光客たちを迎えるための不可欠の施設として、また将来わが国現代美術の海外進出への拠点として、この新しい美術館は経済的・生産的な面から考えても、無用などころか必ず有用な存在となりうる。これは決して便宜論ではない。なぜなら真に現実の社会生活の中から産み出された美術館なら、それは社会の経済面や生産面から浮き上がった存在ではあり得ないはずであるからだ。

（一九五一・八・二五——文部事務官・芸術課）

注

1 ART D'AUJOURD'HUI, October 1950; Reflexions Disparates sur l' Organisation d'un Musée d'art d'aujourd'hui par G. Sandberg.

2 THE MUSEUM OF MODERN ART by James Thrall Soby.

3 ニューヨークの近代美術館にならんでしばしば例に引かれるパリの国立近代美術館については、ニューヨークの場合ほど社会教育的機能は活発ではないらしい。だがフランスはさきに近代美術品のための美術館にあてていたリュクサンブールを廃し、その作品を引続ぐとともに現代作品の収集に意をそそぎ新たに別な近代美術館を設けたもので、その建物なり展示方法なりも面目を一新している。

4 本稿ではじゅうぶん触れることができなかったが、国際性は近代美術館の本質的な性格の一つで、そこには合理性を骨格とするその建築様式のおびる国際的性格、その作品収集が必ずしも自国人のものに限られないこと、他国とのひんぱんな交換展覧会の開催や資料その他の交換、交流等の諸点があげられる。

文部省重要通達事項一覧表 (昭和 26.7.16～同 8.15)

大臣官房

(人事課)

文人総第 186	第2回新職員研修調査報告概要配布について	8. 1	人事課長	本省局課長・国立学校長・所轄機関長・研修管理者
文人任第 176	非常勤職員の在職調査について	7.23	〃	〃 〃
〃 第 177	非常勤任用申請書の記載事項に変更を生じた場合の取扱について	7.24	〃	〃 〃 〃
〃 第 179	職員の任用手続等について	7.25	〃	〃 〃 〃
〃 第 175	教育公務員特例法第21条の取扱について	〃	〃	〃 〃 〃
〃 第 174	国家公務員の一般職の官職を占める職員が勤務時間外に無報酬で官職以外の職務若しくは業務従事する場合（国家公務員法第103条に該当する場合を除く）の取扱について	7.21	〃	〃 〃 〃
文人職第 181	格付の変更を要する者の名簿の提出について	7.26	〃	〃 〃 〃
国人 第 97	昭和21年7月1日以後引続いて内地外にあったもので、内地に帰還しないで死亡した恩給法上の公務員たる者の死亡当時におけるほう給に関する調査について	7.19	〃	〃 〃 〃
〃 第 95	大学以外の学校の教育公務員の勤務評定について	7.18	〃	〃
〃 第 94	人事院細則 2―2―3（人事統計報告取扱規則）における職員勤務状況月例報告の廃止について	7.16	〃	〃 〃 〃

編集後記

◇講和会議は調印は無事に終りましたが、日本の将来はこれからが困難な道にさしかゝるものと思われます。

◇ボロ〳〵の校舎、不正常授業など、敗戦の産物を改善するだけでも容易ならぬ事業でありましょう。

◇近代美術館は現代日本に生れるべくして生れた構想で、日本文化が世界文化に貢献するためにはぜひとも健全にそだてられる必要のあるものと思います。

◇学校給食の問題がいろ〳〵の困難にぶつかっているとき、ユネスコ公教育会議の記録はよい参考になるものと思い、掲載しました。

◇学校のいろ〳〵な設備については、さらに他の分野の問題とも関連せしめて進めて行くことができればと思っております。

MEJ 8326

文部時報十月号 第八百九十号

(定価 六十五円
送費 三円)

昭和二十六年十月五日印刷
昭和二十六年十月十日発行

編集者 東京都千代田区霞が関三の四 文部省調査普及局

発行者 東京都中央区銀座西七の一 株式会社帝国地方行政学会 代表者 大谷保

印刷者 東京都立川市曙町三の五五 株式会社帝国地方行政学会 代表者 藤本外次

発行所 東京都中央区銀座西七の一 株式会社帝国地方行政学会 振替東京一〇、〇〇〇番

購読料

誌代一年七八〇円
送費〃 三六円 計八一六円

たゞし増大号の場合は別に代金申しうけます。お申しこみは直接発行所にお願いいたします。